

# ガス床暖プラン

(主契約料金表)

---

2022年4月1日実施

## ガス料金その他の供給条件の内容

### ガス床暖プラン

#### 1 対象となるお客さま

東京ガスネットワーク株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、本ガス需給約款(以下、ガス需給約款)1(対象となるお客さま)および次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 同一の需要場所において、この料金表のガスの需給契約を、契約されること。
- (2) 当社が、当社の定める方式により、この料金表により算定されたガス料金を請求できること。
- (3) エネルギー源として主に都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機(以下「熱源機」といいます。)により、居室の床面下に設置した温水配管によって居室の床面暖房を行なう機器(以下「床暖房」といいます。)を居室で使用されること。
- (4) 住宅または施設付き住宅(1建物に住宅と店舗等の非住宅部分とがあるものをいいます。)の住宅部分において熱源機を使用されること。

#### 2 ガス料金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計から「FNJ割」として3%割引した金額といたします。なお、「3.割引制度」に定める「FNJセット割」が適用される場合、基本料金および従量料金の合計から4%割引した金額といたします。ただし、「FNJ割」、「FNJセット割」のいずれも、従量料金は、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を下回る場合は、別表(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を上回る場合は、別表(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。なお、ガス料金の算定期間の終期が5月1日から11月30日までの場合は料金表(その他期)を、12月1日から4月30日までの場合は料金表(冬期)を、それ

ぞれ適用いたします。

(1) 料金表(その他期)

使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを, 使用量が20立方メートルをこえ, 80立方メートルまでの場合には料金表Bを, 使用量が80立方メートルをこえ, 200立方メートルまでの場合には料金表Cを, 使用量が200立方メートルをこえ, 500立方メートルまでの場合には料金表Dを, 使用量が500立方メートルをこえ, 800立方メートルまでの場合には料金表Eを, 使用量が800立方メートルをこえる場合には料金表Fを, それぞれ適用いたします。

イ 料金表 A

(イ) 基本料金

基本料金は, 1月につき次のとおりといたします。

|         |         |
|---------|---------|
| 1 契約につき | 759.00円 |
|---------|---------|

(ロ) 従量料金

従量料金は, その1月の使用量によって算定いたします。

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 立方メートルにつき | 145.31円 |
|-------------|---------|

ロ 料金表 B

(イ) 基本料金

基本料金は, 1月につき次のとおりといたします。

|         |          |
|---------|----------|
| 1 契約につき | 1056.00円 |
|---------|----------|

(ロ) 従量料金

従量料金は, その1月の使用量によって算定いたします。

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 立方メートルにつき | 130.46円 |
|-------------|---------|

ハ 料金表 C

(イ) 基本料金

基本料金は, 1月につき次のとおりといたします。

|         |           |
|---------|-----------|
| 1 契約につき | 1,232.00円 |
|---------|-----------|

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 立方メートルにつき | 128.26円 |
|-------------|---------|

ニ 料金表 D

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

|         |           |
|---------|-----------|
| 1 契約につき | 1,892.00円 |
|---------|-----------|

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 立方メートルにつき | 124.96円 |
|-------------|---------|

ホ 料金表 E

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

|         |           |
|---------|-----------|
| 1 契約につき | 6,292.00円 |
|---------|-----------|

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 立方メートルにつき | 116.16円 |
|-------------|---------|

ヘ 料金表 F

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

|         |            |
|---------|------------|
| 1 契約につき | 12,452.00円 |
|---------|------------|

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 立方メートルにつき | 108.46円 |
|-------------|---------|

(2) 料金表(冬期)

使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が80立方メートルをこえる場合には料金表Cを、それぞれ適用いたします。

イ 料金表 A

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

|         |         |
|---------|---------|
| 1 契約につき | 759.00円 |
|---------|---------|

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 立方メートルにつき | 145.31円 |
|-------------|---------|

ロ 料金表 B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

|         |           |
|---------|-----------|
| 1 契約につき | 1,265.00円 |
|---------|-----------|

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 立方メートルにつき | 120.01円 |
|-------------|---------|

ハ 料金表 C

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

|         |           |
|---------|-----------|
| 1 契約につき | 2,145.00円 |
|---------|-----------|

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 立方メートルにつき | 109.01円 |
|-------------|---------|

### 3 割引制度

- (1) この主契約料金表が適用されているお客さまであって、浴室暖房乾燥機または高効率給湯器をご使用いただいている場合には、以下に定める割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、当社が定める申込方法により割引制度の適用を当社に申し込むことができるものといたします。

第一種割引(バス暖割)

適用条件 浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用の場合

第二種割引(エコ割)

適用条件 高効率給湯器によって供給される温水を居室等でご使用の場合

第三種割引(セット割)

適用条件 浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用かつ、高効率給湯器によって供給される温水を居室等でご使用の場合

- (2) 割引制度の適用開始日は、この主契約料金表にもとづく契約の需給開始の日といたします。
- (3) 割引制度の適用終了日は、この主契約料金表にもとづく契約が解約された日といたします。
- (4) 当社は、第一種割引は割引表(1)を第二種割引は割引表(2)を、第三種割引は割引表(3)を適用して割引額を算定いたします。
- (5) すでに割引制度が適用されているお客さまが、適用する割引種別の変更を希望される場合は、(1)に規定する割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、当社が定める申込方法により当該変更を当社に申し込むことができるものといたします。
- (6) 変更後の割引種別の適用開始日は、当社が割引種別の変更の申し込みを承諾した日以降最初の定例検針日(申し込みを承諾した日と定例検針日が同日の場合を含みます。)といたします。
- (7) 当社に割引制度適用に関する違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、割引制度の適

用を終了できるものいたします。

- (8) お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合((1)の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出にもとづき、割引制度の適用を終了できるものいたします。なお、(1)の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (9) (7)または(8)の申し出にもとづく割引制度終了の日は、申し出が相手方に到着した日以降最初の定例検針日の前日といたします。なお、申し出が相手方に到着した日が定例検針日の前日と同日の場合は、その日といたします。

(割引表)

(1) 第一種割引(バス暖割)

a. 割引率

|     |        |
|-----|--------|
| 割引率 | 3パーセント |
|-----|--------|

b. 割引上限額

|               |                              |
|---------------|------------------------------|
| 割引上限額(1か月につき) | 2,619.00円<br>(消費税等相当額を含みます。) |
|---------------|------------------------------|

(2) 第二種割引(エコ割)

a. 割引率

|     |        |
|-----|--------|
| 割引率 | 3パーセント |
|-----|--------|

b. 割引上限額

|               |                              |
|---------------|------------------------------|
| 割引上限額(1か月につき) | 2,619.00円<br>(消費税等相当額を含みます。) |
|---------------|------------------------------|

(3) 第三種割引(セット割)

a. 割引率

|     |        |
|-----|--------|
| 割引率 | 6パーセント |
|-----|--------|

b. 割引上限額

|               |                              |
|---------------|------------------------------|
| 割引上限額(1か月につき) | 5,238.00円<br>(消費税等相当額を含みます。) |
|---------------|------------------------------|

(10) FNJ割引プラン

| 割引制度     | 割引率 | 適用条件   |
|----------|-----|--|
| FNJ 割    | 3%  | 当社提供サービスの導入の有無に関わらず、一律適用   |
| FNJ セット割 | 4%  | 当社が直接もしくは当社が認める間接的な方法により提供する以下のサービスが導入されている建物に入居し、当該「FNJ セット割」をお申込み頂いたお客さま<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットサービス</li> <li>・共用部でんき</li> <li>・高圧一括受電</li> <li>・その他、当社が当該 FNJ セット割に相応しいと認めるサービス</li> </ul> |

4 日 割 計 算

(1) 当社は、ガス需給約款15(ガス料金の算定)(2)イからホまでの規定により料金の日割計算をする場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2(ガス料金)(1)または(2)の料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

イ 1日割計算後基本料金

基本料金 × 日割計算日数 / 30

〈備考〉

- ① 基本料金は、2(ガス料金)(1)または(2)の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

ロ 従量料金

従量料金は、2(ガス料金)の規定によります。

(2) 当社は、ガス需給約款15(ガス料金の算定)(2)への規定により料金の日割計算をする場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2(ガス料金)(1)または(2)の料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

イ 日割計算後基本料金

基本料金 × (30 - 供給中止期間の日数) / 30

〈備考〉

- ① 基本料金は、2(ガス料金)(1)または(2)の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給開始の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30



③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

□ 従量料金

従量料金は、2(ガス料金)の規定によります。

#### 5 ガス料金の精算

お客さまが1(対象となるお客さま)(3)または(4)の条件を満たさずにガスを使用された場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、当社が別に定める一般ガスプラン(主契約料金表)にもとづきガス料金として算定される金額と既に申し受けたガス料金との差額を申し受けることがあります。

#### 6 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりいたします。なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱 量 標準熱量……45メガジュール

最低熱量……44メガジュール

圧 力 最高圧力……2.5キロパスカル

最低圧力……1.0キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度……47

最低燃焼速度……35

最高ウオツベ指数……57.8

最低ウオツベ指数……52.7

#### 7 その他

その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものといたします。

## 附 則

### 1. 実施の期日

この料金表は、2022年4月1日から実施いたします。

### 2. この料金表の実施に伴う切替え措置

当社は、「消費税等に関する経過措置」に基づき、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、消費税率を8パーセントとし、以下に定める料金表により算定いたします。

#### (1) ガス床暖プラン\_その他期

| ガス料金表 | 1ヶ月のガスご使用量                                   | 基本料金(円/月)   | 従量料金単価(円/m <sup>3</sup> ) |
|-------|--|-------------|---------------------------|
| A表    | 0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで     | 745.20 円    | 142.66 円                  |
| B表    | 20 m <sup>3</sup> をこえ 80 m <sup>3</sup> まで   | 1,036.80 円  | 128.08 円                  |
| C表    | 80 m <sup>3</sup> をこえ 200 m <sup>3</sup> まで  | 1,209.60 円  | 125.92 円                  |
| D表    | 200 m <sup>3</sup> をこえ 500 m <sup>3</sup> まで | 1,857.60 円  | 122.68 円                  |
| E表    | 500 m <sup>3</sup> をこえ 800 m <sup>3</sup> まで | 6,177.60 円  | 114.04 円                  |
| F表    | 800 m <sup>3</sup> をこえる場合                    | 12,225.60 円 | 106.48 円                  |

#### (2) ガス床暖プラン\_冬期

| ガス料金表 | 1ヶ月のガスご使用量                                 | 基本料金(円/月)  | 従量料金単価(円/m <sup>3</sup> ) |
|-------|--|------------|---------------------------|
| A表    | 0 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで   | 745.20 円   | 142.66 円                  |
| B表    | 20 m <sup>3</sup> をこえ 80 m <sup>3</sup> まで | 1,242.00 円 | 117.82 円                  |
| C表    | 80 m <sup>3</sup> をこえる場合                   | 2,106.00 円 | 107.02 円                  |

ガス床暖プランは、ガス料金の算定期間の終期が5月1日から11月30日に属する場合は「ガス床暖プラン\_その他期」の料金表を、12月1日から翌年の4月30日に属する場合は「ガス床暖プラン\_冬期」の料金表を、それぞれ適用いたします。

## 別 表(原料費調整)

### 1 原料費調整額の算定

#### (1) 平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LPG価格

$$\alpha = 0.9479$$

$$\beta = 0.0546$$

#### (2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1トン当たりの平均原料価格が57,250円を下回る場合

$$\frac{\text{原料費}}{\text{調整単価}} = (57,250\text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が57,250円を上回る場合

$$\frac{\text{原料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均原料価格} - 57,250\text{円}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

#### (3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 平均原料価格算定期間         | 原料費調整単価適用期間                |
|--------------------|----------------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間 |

|   |                                |
|---|--------------------------------|
| 毎年2月1日から4月30日までの期間                                    | その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間     |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間                                    | その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間     |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間                                    | その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間     |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間                                    | その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間    |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間                                    | その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間   |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間                                    | その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間   |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間                                   | その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間                                   | 翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間      |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間                                  | 翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間      |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間                                | 翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間      |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間<br>(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間) | 翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間      |

#### (4)原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

#### 2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき 8銭1厘

#### 3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格、1トン当たりの平均LPG価格および1(2)によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。